

指定障害福祉サービス事業所  
指定障害者支援施設  
指定一般相談支援事業所  
指定特定相談支援事業所                      の長 様  
指定障害児通所支援事業所  
指定障害児相談支援事業所  
(松本市に所在地のある事業所等に限る)

松本市健康福祉部障がい福祉課長  
松本市こども部こども福祉課長

#### 令和4年度 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する研修について

日頃から、本市の障害福祉施策の推進に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、各障害福祉サービス等の指定基準省令の改正により令和4年度から「虐待の防止のための研修」及び「身体拘束等の適正化のための研修(該当サービスのみ)」の定期的(年1回以上)な実施が義務付けられています。

各法人又は事業所等それぞれの実情に沿った研修を実施することが望ましいですが、国の通知で「(前略)協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。」とされています。

当該研修を指定基準省令で定める研修とされる事業所等におかれましては下記のとおり研修を受講してください。

#### 記

##### 1 研修受講等について

- (1) 市のホームページに動画資料を掲載しますので、各自で視聴してください。
- (2) 研修実施報告書を作成し、期日までに電子メールにて提出してください。
- (3) 事業所等の全職員に研修内容を周知してください。
- (4) 研修の実施内容について記録をしてください。
- (5) 留意事項
  - ア 動画再生を行うOA機器によっては、音声聞き取りにくい場合がありますので、視聴方法は各事業所等で検討してください。
  - イ 事業所等の職員への配布用に動画資料と同一内容のPDF資料を掲載しますので、活用ください。
  - ウ 上記(1)から(4)の全てを実施した場合のみ、「研修に事業所が参加した」ものとして認めます。

##### 2 研修資料の掲載について

- (1) 動画資料について  
下記のURLにアクセスしてください。

<https://youtu.be/PTJISsZ8aX4>

(2) PDF資料について

下記のURL（市のホームページ）へアクセスしてください。

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/61/50246.html>

市役所トップページ → 健康・福祉 → 福祉・介護 → 障がい者 → 基本情報  
→ 指定障害福祉サービス事業所等の集団指導について 内に掲載します。

3 研修実施報告書の提出について

(1) 提出方法

電子メール

(2) 提出先

該当するサービス種類により、下記の間合せ先のいずれかの課のメールアドレスへ提出してください。

(3) 提出期日

令和5年3月24日（金）必着

(4) 留意事項

ア 研修実施報告書は必ず事業所等ごと提出してください。

イ 提出するファイルに事業所名を入力してください。

【事業所等名：○×】研修実施報告書 → 「○×」の部分に事業所等の名称を入力してください。

4 その他

今回の研修内容は、これまでに虐待防止に関する研修、身体拘束等の適正化に関する研修を受講したことが無い事業所等向けの基礎的なものとなります。

必要に応じて、各事業所等で研修を計画し実施してください。

【障害者総合支援法関係問合せ先】	【児童福祉法関係問合せ先】
健康福祉部 障がい福祉課 障がい福祉担当 松本市丸の内3番7号 電話 34-3036(直) FAX 36-9119 メール s-fukusi@city.matsumoto.lg.jp	こども部 こども福祉課 相談支援担当 松本市丸の内3番7号 電話 33-4767(直) FAX 36-9119 メール kodomo-f@city.matsumoto.lg.jp